

建設産業をささえるために

参議院議員 **足立 敏之**
ADACHI Toshiyuki



最近の災害と地球温暖化

令和3年は7月の熱海の土石流災害で多数の犠牲者が生じ、その後も8月以降、記録的長雨のため、西日本から北日本にかけて広範囲にわたり大規模な水害・土砂災害等が発生し、これに伴う幹線道路や生活道路の寸断等でご苦労されている方々も多数いらっしゃいました。そのような中、令和4年2月28日に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次報告書の政策決定者むけ要約が公表されました。「気候変動により、自然と人間に対して、広範囲の悪影響と損害を適応の範囲を超えて引き起こしている」と明確に示しています。

今後さらに、災害に強い国土づくりが強く求められており、皆さんの役割はますます重要となってまいります。

建設産業の課題

建設産業にとって重要な課題は「量の確保」と「質の確保」の二つです。

「量の確保」については、事業量あるいは工事量の確保です。平成10年頃約15兆円あった公共事業予算が平成24年には最小の4.6兆円まで減少しました。その後、政権交代が行われ、さらには防災・減災、国土強靱化の取り組みが始まり、令和4年度当初の段階では岸田政権で前年12月に成立した令和3年度補正予算とあわせて8兆円近くまで回復する見込みです。

特に、最近では、コロナ禍で民間の住宅投資、企業の設備投資の冷え込みが著しく、当面は公共事業予算を確保して、民間投資を刺激して経済を

回復させていくことが重要と考えています。

「質の確保」については、3年前にいわゆる品確法の改正により、設計・調査業務も明確に法律の対象として位置づけるとともに、適正な予定価格の設定、適正な工期の設定、設計変更の徹底を発注者への義務づけが行われました。皆さんの仕事にも徐々に効果がでて、利益も適正にあがってきているものと考えています。

これからは『建設産業新3K』、すなわち、建設産業を『給料がよくて、休暇がとれ、希望がもてる』、明るく未来のある産業に再生することが必要であり、「建設産業の再生なくして、日本の再生なし」をキャッチフレーズとして、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

労務単価等のアップ

「給料がよくて」という点については、令和4年2月18日に3月1日から適用される新たな「設計業務委託等技術者単価」が国土交通省から発表されました。全職種平均で前年度比+3.2%となり、10年連続の引き上げとなりました。皆さんの給与アップにつながるもので、その点については皆さんの期待に応えられたのではないかと思います。

一方、令和4年2月24日、国土交通省から、土木工事・業務の積算基準等の改定の発表がありました。測量業務の航空レーザ測量（地図情報レベル500）、地質調査業務の地すべり調査（地下水位測定）の新設、3次元点群測量、地すべり調査、道路詳細設計、補強土詳細設計、橋梁詳細設計の歩掛の改定など、価格のアップにつながる様々な改

定が行われました。大いに歓迎したいと思います。

なお、今回の改定内容は、公共工物品質確保に関する議員連盟（品確議連）として2月に国土交通大臣に要望した内容に含まれており、要望を具体化していただき感謝いたしております。

総合評価方式における賃上げ加点

岸田新内閣では所得倍増にむけた取り組みを進めていますが、その一環として、賃上げを行う企業から優先的に調達を行うこととし、昨年12月17日に財務大臣より、特に公共事業関係は、12月24日に国土交通省会計課長等より国事業を対象に総合評価落札方式で実施するとして通知がありました。

その内容は、総合評価落札方式において、大企業については受給者一人当たり3%、中小企業については給与総額1.5%以上の賃上げを表明した入札参加者に5%の加点を行い、賃上げを表明した企業を有利にするというものです。ただし、その加点を受けて落札した企業は、事業年度終了後に賃上げの達成状況の実績確認が必要で、仮に、未達成の場合はその後の入札時に減点となるというものです。

賃上げ表明が加点される利点がありますが、未達成の場合の減点など、実施にあたって様々な懸念の声が建設業の皆さんから聞こえてまいりました。私からもいくつかの疑問点を国土交通省に伝えたところ、財務省と国土交通省で調整をして、2月8日付けで12月の財務大臣通知の運用にあたっての通知が発出され、運用上多様な手法で賃金アップの評価が可能とされました。

具体的には、落札企業の賃上げ実績の確認をする際に、税理士や公認会計士等の第三者により確認できる書類が提出されればそれで代用できるとの規定を踏まえ、新規採用者や退職者を除いた「継続雇用の従業員」のみを基準とすることも可能とする、残業代やボーナスを除いた「基本給」のみを基準とすることも可能とする、中小企業等も「一人当たりの平均受給額」を基準とすることも可能とするなど、各事業者の実情に応じて基準

を選択することができるという柔軟な対応となりました。

「給料がいい」産業に向けて、賃金アップを支援する取り組みを進めることが重要であり、そのためにも、賃上げ加点の導入に積極的に取り組むとともに、引き続き公共事業予算の拡大に皆さんとともに頑張っていきたいと考えています。

今後取り組むべき課題

「休暇がとれる」という意味では、令和元年の改正品確法に定められた働き方改革に基づき、天候を考慮した適正な工期設定を発注者に義務づけるとともに、施工時期の平準化のため、債務負担行為や繰越制度の活用、翌年度にわたる工期の設定の場合の繰越の活用を発注者へ義務づけることなどを徹底したいと考えています。

しかしながら、工事を発注する機関に週休2日を前提とした適正な工期設定を義務づけることなどは、まだ道半ばであり、土日が休める産業に向け、意欲的に進めていきたいと考えています。

建設産業を魅力的な産業に

「希望がもてる」という意味では、公共事業予算の削減に伴い、魅力あるプロジェクトが少なくなってきました。経済を支え、人々の安全安心を守るインフラの必要性は当然ですが、大規模で最新技術に溢れた醍醐味は揺るぎません。

今後、地球温暖化に伴う気候変動に対応した流域治水プロジェクト、高速道路・新幹線など交通物流ネットワークの整備など、魅力的なプロジェクトに計画的に取り組む、希望がもてるやりがいのあるプロジェクトの創出に取り組んでまいります。

そのような中、建設産業の本当の魅力を知っていただくため、「いいね！建設産業 本当の魅力」をまとめました。是非、手にとっていただければ幸いです。詳しくは、足立敏之のホームページ新着情報でご確認下さい。

(<https://www.adachi-toshiyuki.jp/news/202202181545-2/>)